

体を対象としてどう動かしていくのか。

- ・ 「身の回りの人たち全部がネットワーク」と考える見方について、もう少し積極的に評価し、検討課題とすべきではないか。まわりで世話を焼いてくれる人、特定の依存をしている人など、そういうものが全部ネットワークになって生活が成り立っている。そこでは、誰かが key person になり、情報を集約して共有化するといい。しかし、情報の保護の問題もあり、その点は今後検討しなければならない論点であろう。
- ・ 全社協の「ホームレスに関する報告書」では、ホームレスについて2つの視点を取り上げている。第1にはホームレスは決して特別な存在ではなく、仕事をして生活を建てなおしたいと思っている存在であるということ、第2には個別的に地域住民に働きかけて意識変容していくかないと、ホームレスを地域住民として位置づけることはできないということである。第2の点については理念的にはそうだが、どうやってアプローチするのか。定住していない人たち、国籍を持っていない人たち、生活保護・低所得の人たちが一般社会から隔絶した存在、迷惑な存在という見方をどう変えるか。民生委員や社会福祉協議会などが鍵になるのではないか。
- ・ 地域住民には様々な人がいる。ホームレスも障害者も外国国籍の人も地域住民である。旧来は個別計画（児童、障害、高齢）がメインで社会福祉の問題はそこに収斂され、経済的な問題についてはあまり認識がなかった。分野別対応が、社会的排除を前提に計画を作ってしまうことになっていて、そのことが逆にスティグマを与えることになっている。
- ・ 多様な人々を包含するのは、難しい。パッチワーク的にやっていかないと網をかぶせるのは難しいのではないか。

2 杉村報告についての議論

- ・ かつて生活保護を経験した人が生活保護を受けている。生活保護の情報を知っている人が生活保護になる。逆に生活保護を知らない人は追い返されている。そのため、2世代にわたる生活保護受給の割合が高くなる。生活保護への新たな参入者は、現在の厳しい「保護適正化」のもとで、排除されているといつてよい。そうすると、生活保護層に残っている人だけみると、世代間継承しているように見えるというのが現実ではないか。
- ・ 納税者の税の重税感、社会保障の負担額が上がっている。国民年金額は上昇する、医療保険は3割自己負担、介護保険料も徴収される。課税最低限が下がると、低所得の人にも課税されるようになるので、低所得階層の人々の生活保護世帯に対する見方が厳しくなる。今までよりもっと加速するのではないか。
- ・ 生活保護世帯の問題は、生活保護制度そのものの問題という面も含んでいて、社会保障や賃金をどうにかしないと解決しない問題も含んでいる。

資料 4-1-(1)

多問題家族に関する地域ネットワークの研究

事例

N 家ケースをめぐって

フェイスシート

- ・当所の関わりの始期 昭和 62 年 2 月 27 日
- ・ 契機 次女の通う小学校校長よりの指導依頼
- ・当所の対応 福祉司引継 在宅指導

・世帯状況（開始時）

実父 K	昭和 22 年 3 月生	昭和 57 年 10 月 14 日協議離婚成立
実母 Y	昭和 26 年 8 月生 35 歳	焼肉屋・スナック従業員
長女 Z	昭和 46 年 1 月生 16 歳	喫茶店アルバイト
長男 N	昭和 47 年 3 月生 14 歳	公立中 3 年 低学力・非行 GR (シンナー・バイク盗・怠学)
次男 S	昭和 49 年 11 月生 12 歳	公立中 1 年
次女 A	昭和 52 年 8 月生 9 歳	公立小 3 年
三男 T	昭和 58 年 6 月生 3 歳	
三女 H	昭和 61 年 12 月生 0 歳	(実父不明)

・住宅事情

県営住宅 2K 5 階 老朽化 駅より徒歩 15 分 2 種多く、一部分譲もある
6 叠 × 2 月額 7000 円

・経済状況

実父と離婚後すぐに生活保護を受給（昭和 57 年 11 月～61 年 6 月）。当時住宅費滞納・国保料も未納で保険証返納の状態。児童扶養手当の受給・実母の就労・長女の中卒就職。実母が福祉事務所から昼間の就労指導（三男を保育所に預けての）に従わず（理由は、実母が保護開始時点ではなかったはずの借金返済の為にも夜間の水商売を希望）結局保護辞退となる。

その後、次女の学校への納入金など完全に滞納状態となる。長男・次男の分も同じであったと思われる。この他家財の様子などからも困窮状態にあったことは想像に難くない。

・家族歴

実母～市内南区で出生。兄と異父妹の 3 人兄弟。義父は左官業。中卒後、O 製作所に工員として就職。結婚までに 2 回転職するが、いずれも自動車部品関係の工員であった。18 歳の時に、同じ会社で溶接工として働いていた実父と知り合い昭和 45 年結婚。以後実母は家事・育児に専念。昭和 50 年頃に現住居に移る。

実父～昭和47年会社を退職して、実母の義父の経営していた「I左官」に入り、以降実母の兄とともに3人で働く。しかし57年初めごろから仕事をやらなくなり、6月には愛人がいることが発覚。サラ金もあることが判明。協議離婚に至る。サラ金・ローン等の残金は実父が負担するということで養育費の支払いはないと取り決め。それまで実家からの援助で暮らしていたがそれも不可能になり生活保護申請に至る。なお、実家の「I左官」は翌昭和58年11月に多額の借金を残して倒産したこと。実家は夜逃げ同然でいなくなる。その後実母は兄からも冷たくあしらわれているとの生活保護の記録有り。

§ 実母との関係をどうつけたら良かったのか？

§ 家族全体という視点での介入が後手になってしまってはいないか？

§ 関係機関との連携について。児相の役割と共働作業をどうコーディネートするのか？

§ どこに焦点を置き、関わればよかったです？

資料4－1－(2)

児童相談所の事例からみた「多問題家族」援助の視点

2002.9.14

報告:六波羅

はじめに

(1) ここで取り上げる論点について

- ・事例は 1988 年から 1991 年にわたって児童相談所でケースカンファレンスを通して行った共同研究をもとにしたものである
- ・当時の問題状況と現在ではいくつかの点で変化があるものの、おむね現在においても妥当することが多いと思われる

(2) 「多問題家族」という用語について

- ・「多問題家族」は Multiproblem Family の訳語
- ・1970 年代以降あまり使われなくなったのは「問題家族」という決めつけに対する疑問からである。また、接近困難な家族(hard to reach)、ニーズがありながら援助を利用しようとしている家族という視点が強調された。(問題の主たる要因を家族内にしか求めないという視点への批判)
- ・アメリカなどでは、ハイ・リスク・ファミリーという表現などで児童虐待のかかわりから議論されている。
- (3) 今日、福祉サービス論や家族の養育及び家族関係をテーマに児童問題や虐待などが取り上げられる傾向があるが、生活基盤として経済的に不安定な世帯の増加や福祉サービスに関する情報だけが増大する中で、情報の取得や取捨選択を通して必要なサービス利用が困難な状況がむしろ問題となってきた。(「多問題家族」は、家族の病理ではなく社会的な問題として認識すべきである)

1. 多問題家族を取り上げる意味

(1) 相談の社会化

- ①「マタニティ・ヘルパー」(相談員)制度の検討

②児童問題に関する電話相談の実態

母親自身の不安を解消することに重点がおかれていた相談内容が多い。

「誰かと話したい、聞いてほしいという気持ちが強く伝わってくる人もあり、——後略——」(子育ての不安、生活の不安)

(2) 社会資源と結び付けることができない、結びつかない家族の存在

↓

①今まで身内ですまされてきた「相談ごと」が、社会機関に持ち込まれるようになってしまった

②相対的剥奪(Relative Deprivation)

↓

貧困は、経済的貧しさにとどまらず、社会資源の情報や利用から隔絶される

2. 多問題家族の概念(この研究での背景と位置づけ)

(1) 児童相談所の現状と多問題家族

- ①児童相談所が扱う相談内容は、統計的には障害児相談が約半数を占めるが、障害児相談にも要養護性を有したケースが存在することが言われている。養護相談では、「単純養護」と言われるケースが少なくなっている。また、しつけ、不登校などの情緒的な問題がめだつようになっている。このように、児童相談所が対応する問題は、既存の相談種別内で単純に分類整理できない相談として複雑多様化してきている。
- ②児童相談所の対応ケースは、養護・教護ケースを中心に社会資源を他に有しない世帯が多い。しかし、こうしたケースは逆に児童相談所の利用については、動機・意欲について解決すべき課題を有する場合が多くみられる。
- ③児童相談所が現在の体制で援助を充実していくとした場合、サービスのネットワーク化とそこで児童相談所が中心的役割を果たすことが、ひとつの有力な方法と考えられる。
- ④②をふまえて・児童相談所における「処遇困難ケース」と言われる一群からの多問題家族を抽出し、その共通課題と援助方法を検討することは、問題を整理すると共に、児童の援助の向上につながる。
また、③の視点から児童相談所活動を考える際、一般に多くの機関・施設が関わりを持ちながらも、世帯はサービスに関して「拒否的」であるとされる多問題家族へのサービス・ネットワークを検討することは、多問題家族の援助の向上だけでなく、児童相談所活動のあり方を考えるヒントとなる。

(2) 一般的概念規定

- ①貧困を基盤とした「問題の複合性」
疾病、障害、夫婦間の問題が結びつき、社会問題として顕在化している
- ②二度の慢性化
- ③援助に対する抵抗
 - ・社会的孤立(近隣関係や親族関係)
 - ・社会的機関への不信感(特に公的機関に対する強い不信感)
- ④情緒的未熟
 - ・行動が情緒的衝動によって決定される

(3) 概念の再整理——児童相談所におけるケース事例の検討を通じて——

- ①多問題家族の問題構造
 - ・基盤的問題——貧困(経済的不安定)、生活能力の低下
 - ・固有な共通点——社会機関への不信感

社会関係がうまく取り結べない(生活歴や生育史)

※これらが原因ともなって、一つの問題が重層的に他の問題を引き起こし、以下の
ような諸相をもたらす。

②多問題家族の諸相

A.多子は、地域社会の一般世帯にも存在するが、援助が効果をあげなかつた多子、例えれば、保健所や福祉事務所の指導があつても受胎調整を行わなかつた世帯など、としてとらえる。

B.社会機関への不信感は、サービスに対する拒否を生む。この拒否には、大別して次の二つのタイプがみられる。

イ)サービス利用に対する積極的拒否

↓

児相のアプローチに対して拒否的対応をする

ロ)サービスの対する消極的拒否

↓

児相とは関係を持つが、サービス提供には反応がない

(児相の物理的サービスあるいは措置は利用するが、問題解決をはかる援助には反応がない)

③社会関係の問題

- ・「常に近隣とのトラブルを繰り返す」世帯(苦情、近隣から行政や警察への通報)
- ・「特定の条件下であれば関係がとれる」世帯(孤立対立しながら特定の知人への強い依存)
- ・「孤立し沈黙化してしまう」世帯

④問題の重層化貧困や生活能力の低下が、結果として世帯員(親や子)の疾病や障害を生み出した場合、その解決がスムーズに進まないため、夫婦や親子関係に新たな問題を生み出すことになる。

↓

児童の問題については、反社会的行動、非社会的行動のいずれもふくまれる

※特徴的な点は、こうした問題が兄弟姉妹間に継承される傾向がある。また、世帯がある意味で「安定する」ためのスケープゴードとして子どもの存在が見いだされる。

⑤情緒的未熟

多問題家族の形成の要因としてではなく、上記の生活困難が生じることの結果として情緒的未熟が生じると考えることができる

3. 多問題家族の援助に関する基本的視点

(1) 多問題家族は社会的に作り出される

- ①貧困問題を広くとらえることの重要性——経済的貧困、生活の不安定性
- ②生活する力と貧困

↓

世帯の生活歴において、いかにその世帯が社会機関から不利益を被ってきたかを

理解する(対象者に対する積極的な理解の重要性)

- (2) 家族の持つ「力」を理解する
 - ①世帯の文化に対する肯定的評価——家族の求心力
 - ②児童の問題行動の有無やその内容で把握するのではなく、児童の希望、児童の考え方を児童自身に語らせることの重要性を認識する
- (3) 社会機関への不信感の排除
 - ①どこか一つの機関あるいは施設との信頼関係は、情報の到達と諸機関・施設との関係樹立に結びつく(不信感から信頼感への転換)
 - ②「目に見える」援助の必要性
例、構音、言語障害の治療(施設の積極的活用)
- (4) 地域ネットワークの形成
 - ①「多問題家族」への対応は、諸機関・施設の機能を動員することが必要
 - ②(2)と関連して、キイ・パーソン(ケースマネージャー)的役割を持つ機関と人の明確化と相互の承認

4. 多問題家族への援助の展開(援助方針を立てていく上での基本的視点)

- (1) 経済的基盤の確立
 - ①多問題家族の基盤的問題である貧困(経済的不安定)に対する対応の重要性
 - ②福祉事務所において生活保護の受給を確認する
 - ③福祉事務所へ援助方針を知らせ、生活保護を通じて援助方針を確認し、福祉事務所、児童相談所の双方が共通の援助方針を立てる

※ 福祉事務所→児童相談所への送致等の措置(25条の2 福祉事務所の採るべき措置)
児童相談所→児童相談所から福祉事務所が行う業務としての実情把握及び相談・調査(18条の2)
〔児童福祉法26条 児童相談所長の採るべき措置〕
 - ・福祉事務所から児童相談所への送致
 - ・福祉事務所への通告
- (2) 児童相談所での対象者の情報の把握
 - ①住環境
 - ②家族の健康状態の把握
 - ・両親の疾病の有無(身体面、精神面の慢性的疾患の有無)
 - ・子どもの発達の遅れ、心身の障害の有無
(保健所・病院等からの情報収集)
 - ③教育状態の把握

- ・学校の出欠状況及び学校での状態等

④家族間関係の把握

- ・親子関係、兄弟関係についての調査(家族歴を充分に聞く)
- ・現在最も家族間で問題になっているのは、誰の、どのような問題かを確認する

(3) 施設の積極的な利用

- ①やむを得ない施設入所ではなく、援助方針の中に位置づけられた施設入所は、問題の慢性化を防ぐことになる。
- ②施設入所が最終目的ではなく、手段として施設の利用を考える。
- ③また、このことで施設入所後の家族への対応が活性化される
(多問題家族の場合、子どもの施設入所の期間に、残った親や兄弟に対して、児童相談所のワーカーの働きかけをインテンシブに行い、家庭の立て直しをはかることが重要である)

(4) 親と家族への支持的アプローチ

- ①社会機関への不信感は、地域社会への不信感でもあり、具体的には施設の職員や地域住民とのトラブルにつながる

↓

- ②このような予防のため、「仲立ち」機能がいずれかの機関や施設の求められる
- ③児童相談所との信頼関係を作っていくために、ある時期は親の要求に答えていくことが必要
 - ・電話による連絡だけでなく、手紙による暖かみのある連絡方法を取ってみる(電話による連絡は相手にとっては権威的に取られる場合もある)
- ④ある時期、集中的に同一ワーカーが家庭訪問を行う
- ⑤具体的な援助を行ってみる

↓

- 面接によるコミュニケーションだけでなく、目に見える具体的な援助方法を取ることによって、親との信頼関係を築く
- A)生活上の援助——家事や育児の一部をワーカー(あるいはそれに代わる人が関わる状況があればなお可)が家庭で一緒にやってみることで、ロールプレイやデモンストレーションの効果を生む
 - B)他機関の利用の仕方について、具体的な説明や見本を示す

(5) 社会機関・施設のネットワーク

①情報の相互伝達

- 施設や福祉事務所、学校など世帯に関わっている機関とそこでの援助者

②フォーマル・ネットワークの形成とインフォーマル・ネットワーク

- ・現場職員レベルでのネットワークを保障するのは、フォーマル・ネットワーク
(役職者と現場担当者の定期的会合) が重要
- ・中心となる機関・施設の役割を承認する(権限といった官僚性の排除)
- ・共通の援助計画と援助記録

(6) 地域社会を含み込んだネットワーク

- ①私信の活用
- ②民生・(主任) 児童委員の活用（関与）
- ③ボランティアの育成と活用

資料 4－2

B市における生活保護受給母子世帯の自立支援に関する

生活保護ケースワーカー調査報告概要

杉村 宏

調査地域と聴き取り調査の概要

(1) 調査地域と福祉事務所の特徴

B市は、製紙業を中心とする工業都市として発展し人口が増加しつづけてきた、数少ない地方中核都市である。工業都市としての特徴として、近年の長引く不況の影響で有効求人倍率はこの数年0.3～0.5前後で停滞し、不安定就労人口が増加する傾向にある。またもともと人口異動が激しいために、住宅種別世帯割合が、持ち家51.6%、借家47.7%（うち公営住宅25.4%）、その他0.7%に特徴的示されているように、地縁・血縁といった地域共同体的関係も希薄である。したがって、失業、生計中心者との離別、傷病などに伴う生活困窮状態に陥った家族・世帯に対する、インフォーマルな支援のネットワークがあまり強いとはいはず、生活困窮世帯が短期間に生活保護の申請に至るという場合が少なくない。

また、この数年間の離婚率の推移を見ると、平成8年度の2.84、同10年度3.25、同13年度3.57と着実に増加しているように見える。

これらの結果は、生活保護世帯の変化にもあらわれている。表0-1は、保護率の推移を見たものである。保護人員は平成9年度の2,708人から着実に増加し、平成13年度では3,447人になっている。これに伴い保護率（人口に占める保護人員の割合）は、15.8パーセントから19.9パーセントに増加して全道平均を上回り、全国平均の倍以上になっている。また表0-2によれば、相談件数もこの5年間で624人から838人と200人以上増加し、申請受理件数も291人から326人と急増している。平成13年度の開始件数285世帯は、休日を除く毎日1世帯ずつ生活保護を開始していることを意味している。生活保護担当のケースワーカーも平成9年度21名から14年度28名へと7名増員されている。

B市の生活保護関係職員の全体像を示せば次の通りである。平成14年3月現在の生活保護世帯数は2,285世帯であり、福祉事務所組織は保健福祉部長を長として、そのもとに保護課長1、副主幹4（内1名が面接相談員で、他の3人は係事務取扱として査察指導をおこなう）、地区担当員は面接員を含めて28名の体制である。1担当員当りの平均生活保護世帯数は81世帯で、ほぼ法定数を満たしている。査察指導員、地区担当委員とも全員社会福祉主事資格を保有しており、組織的体制は整備されている。

(2) 聽き取り調査協力者のプロフィール

聞き取り調査に協力いただいた方は、B市で生活保護を担当しているケースワーカー10名である。全員男性で、主事と主査である。主事と主査は職名であり、いずれも生活保護担当のケースワーカーである。主事と主査では、年齢的には、主事は30歳代で、主査は40歳代の方が多いから、平均すると一回り以上違うことになる。府内での配属歴も主事では2回～4回であるのに、主査では4～8回と倍近く多く、ケースワーカー経験は平均すると2.7年

である。社会福祉養成系の大学卒業者はいないが、ケースワーカー資格である社会福祉主事資格は全員取得している。

平均の担当世帯数は 82 世帯で、その内訳は高齢世帯 29 世帯、母子世帯 19 世帯、傷病・障害世帯 29 世帯、その他世帯 5 世帯である。

調査に協力していただく方に関しては、聴き取り調査内容を伝えた上で福祉事務所の主幹課に依頼して選んでいただいたので、全体の中では中堅以上のベテランの方が多いが、調査の趣旨からして妥当な人選であるといえる。

また B 市は、生活保護担当世帯数については、いわゆる基準数を遵守するように労使で合意しているために、近年生活保護申請・開始件数ともに増加しているが、基準数に基づき生活保護ケースワーカーの補充をしてきている。したがって平均担当世帯数も 82 件と適正な水準にあり、生活保護世帯の処遇に時間を割く余裕が保障されており、生活保護受給母子世帯への援助・指導の現状を聞き取りする上で好都合である。

(3) 生活保護担当に配属されて感じたこと

聴き取り調査の内容に入る前に、公務員として採用された職員が、生活保護ケースワーカーに対して抱いていたイメージと、現実の仕事についてどのように感じているかを最初に見ておきたい。

50 歳代の主査 1 名をのぞいて、全員生活保護ケースワーカー経験はなく、今回配属させてはじめて生活保護業務に携わった人々である。

辞令が交付された時の感想は、「うわさで聞いたときには、死んだ人の葬儀全般の世話や、やくざでも病気ならば世話をしなければならない大変な仕事と思っていたが、決して楽な仕事ではないがうわさほどではなかった。(今は)やりがいのある仕事であると思う」(P 氏、30 歳代)という意見に代表されるように、多かれ少なかれ、「大変な職場」という情報に基づいて、かなりの覚悟をしたうえで配属されている。

「人の『生き死に』に関わる仕事で、うかつに対処できないというプレッシャーを感じ」(R 氏、40 歳代)、「来たくない部署であるし、できるなら早く他の職場に移りたい」(Q 氏、30 歳代)と大半の人は思っているが、その反面やりがいのある仕事であると思っている人も少なくない。4 年前に一度経験して今回戻ることを希望した主査は、「公務員でなければできない仕事であるし、本音でできる仕事」(Y 氏、50 歳代)

実際に生活保護ケースワーカーの仕事について感想としては、「ケースワーカーとしての仕事は、やればやるほど仕事が増えててしまうので、(指導・援助というケースワーク的な仕事をこなす能力と) 事務的な処理能力も問われる仕事」(U 氏、40 歳代)。

「ケースワーカーとしての経験を積むほかに、いろいろな経験が必要な仕事。育児相談、交通事故の相談、人生相談みたいなことにも対応しなければならないことがある」(X 氏、40 歳代)などに代表されるように、豊富な経験とケースワーカーとしての能力とともに実務能力も求められる仕事と見ている。このような見解は、ベテラン職員が多いということと関連しているように思われるが、よく生活保護ケースワーカーの仕事の一面を把握しているといえる。

1 ケースワーカーからみた生活保護受給母子世帯

(1) 生活保護受給母子世帯の世帯類型別特徴

B市における世帯類型別世帯数を見ると(表1-1), 平成14年4月現在の世帯数は, 2,262世帯で, その内訳は, 高齢者世帯1,001世帯(44.3%), 母子世帯が361世帯(16.0%), 児童世帯1(0.0%), 障害者世帯248(11.0%), 傷病世帯519(22.9%), その他の世帯132(5.8%)である。回答している生活保護ケースワーカーの多くは, 80世帯強を担当しているが, その中で母子世帯は平均すると4分の1弱の20ケース前後であり, 生活保護ケースワーカー全体の中ではやや母子世帯を多く担当していることになる。

「生活保護を受けている世帯の中で, 母子世帯と高齢者世帯などとの違いはどのようなことで感じますか」という問に対する回答は, 「抱えている問題の複合性」という形態上の違いと, 「生活保護に対する意識」の違いに大別されている。

①「複合した生活問題を抱える」世帯

母子世帯の形態的特徴は, 世帯規模に現れる。世帯類型別の世帯人員を, 平成13年度の保護開始・廃止状況表から見ると(表1-2), 開始世帯も廃止世帯も同様の傾向にあるが, 高齢者世帯や障害・傷病者世帯の平均世帯人員は1.1~1.3人で, そのほとんどが単身世帯であるのに対して, 母子世帯は2.7人と子ども二人を扶養する世帯の多いことがわかる。

高齢者世帯, 障害・傷病世帯は, その意味では限定された世帯構成であり, 生活問題はその個人の問題という側面が強いと考えられるが, 母子世帯の場合, その多くが稼働年齢段階にある母親と就学期や就学前の子どもの両方に課題があり, 子ども達の父親である離別した夫の問題を引きずっていることが少なくない。「母親の就労, 子どもの養育, 前夫の扶養義務」(S氏, 50歳代)の少なくとも3つの問題が母子世帯の生活問題としては存在することになり, しかもこれらの課題が相互に関連し複合していると受け止められている。このような認識は, 聴き取り調査に協力してくれたケースワーカーだけではなくて, 生活保護ケースワーカーに共通するもののように思われる。

それは, 訪問頻度を決めるケース格付けに見ることができる。世帯類型別に訪問格付け割合を見ると(表1-3), 全体ではAケース(月に1回)0.1%, Bケース(2ヶ月に1回)7.9%, Cケース(3ヶ月に1回)79.5%, Dケース(6ヶ月に1回)1.5%, Eケース(1年に1回)11.0%となっているが, 母子世帯の場合 A・Bケースが27.6%, Cケースが72.0%, D・Eケースが0.2%で, ほぼ全ての世帯を2~3ヶ月に1回訪問する計画になっている。つまり母子世帯は, 高齢者世帯や傷病・障害世帯に比べて訪問頻度を高めて, 実態の把握や指導援助を行なう必要のある世帯と認識されているのである。

問題の複雑さとしては, 「前夫との関係, 子どもの養育問題, 就労の問題」が, 共通して指摘されているが, 「自己破産の手続きの過程で, 弁護士から生活問題に関しては福祉事務所に相談するようにと指導されて, 申請したケースがある」(X)というように, 多額の負債を抱えている世帯など, 個別的にもさまざまな課題を抱えている世帯が母子世帯の特徴にもなっている。

②「生活保護制度利用に関する抵抗感が少ない」世帯

生活保護受給母子世帯が他の生活保護受給世帯との違いとして上げた点で、比較的共通していたもう一つの事柄は、「年齢的に若いためか、生活保護利用の面で抵抗感が少ないようだと思う」(Y) という意見に代表されるような、生活保護制度の認識のし方に関する点である。

「高齢者世帯の場合は、（生活保護を受けることに）遠慮があるよう見える、20歳代から30歳代の母子世帯の場合、生活保護を受けることによる負い目を感じる人は少ないのでないか」(P) ということになる。しかしこれは育ってきた時代背景の違いに伴う権利意識の相違や「ステイグマ」の受け止め方の違いというというレベルの問題でもあるが、それ以上に「抱えている問題が多いために、受けるのは当然と本人も考えるし、福祉事務所としても、子どもを保育所などへ入所させることができない場合には、やむを得ないと考える」(R氏、40歳代) というように、第1の点であげた複合した問題を抱える家族に対する支援の必要性の認識とかかわっているように思われる。

(2) 生活保護非受給母子世帯との比較

指導・援助者としての生活保護ケースワーカーは、一般の母子世帯と生保母子との間に差異を感じているだろうか。

「あまり違いはない、母子世帯は生保を受けていても、受けていなくとも生活の大変さは変わらないと思う」(P) という意見もあったが、ほとんどのケースワーカーは「かなり違う」と考えている。

「学歴、親の育て方に問題があったのではないか」という意見に代表されるように、母親自身の生育歴の違いを指摘する意見が多い。「母親自身が生育期に生活保護を経験していた世帯がかなりあるのではないかと思う。母子世帯に限ったことではないが、扶養義務調査を行なうと、親兄弟など親族の中で現に生活保護を受けている人の割合は、経験的に見て1~2割いると思う」(R)

それが母子世帯の現状の、たとえば生活上のスキルなどの欠如になってあらわれていると見る意見が多い。「家計管理がほとんどできていない、安易に借金をするケースが多く、返済できないと自己破産もまた安易に行なう」(X), 「(担当世帯のなかで)子どもに精神遅滞があるケースが3世帯あるが、そのうち2世帯は親も精神遅滞の問題を抱えている。このような場合子どもの生活訓練等が必要になるが、親がその重大性を認識していないために消極的である。このように育児能力に問題がある世帯が生活保護受給母子世帯には多い、保育園や学校任せで、保育園からの指示などを無視するケースも多い」(R)

このような意見はやや一般的に過ぎ、生育歴によるものなのか、生活の現状から来るものなのかは一概に決めることはできない。

「生活保護受給母子世帯と一般母子世帯を区分する要因で大きいと思われる原因是、結婚生活をしていた時代の夫の生計維持能力ではないか」(W氏、40歳代) という意見は注目に値する。彼の観察によれば、「母子世帯になる前から生活が苦しく、夫は不安定な就労の上に、飲酒・ギャンブルなどで多額の負債を抱え込み、逃げるようにして離婚して、生活保護を受けるようになったケース」なので、夫が安定した就労をしていて、養育費なり慰謝料の支払いが可能な世帯ならば、生活保護の受給には至らないのではないかといふ。

したがって生保母子の自立支援を考える場合、前夫の扶養調査も重要であるが、夫の扶養が

まったく期待できないケースについては、むしろそのような夫から自由になった段階での生活を再建という考え方で、自立支援の方策を検討することが必要になる。

(3) 自立支援の観点からみた生活保護受給母子世帯の「タイプ分け」

生活保護受給母子世帯は、子どもを養育しながら母親が生計中心者にならざるを得ない困窮世帯という点では共通性があるが、ケースワーカーは自立支援の観点からどのようなタイプわけをしているのであろうか。

聴き取りの中で挙げられたものを列記すると次の通りである。

- a 働いている世帯と非稼働世帯 (P, V 氏, 50 歳代)
- b 親族関係がうまくいっている世帯、そうでない世帯 (Q)
- c がんばる世帯、がんばれない世帯 (R)
- d 家の中が片付いている世帯、乱雑な世帯 (W)
- e 受給期間が長い世帯、早く打ち切りたいと考えている世帯 (X)
- f 保護受給要因が明確な世帯、要因が特定できない世帯 (Y)

これらの類型化は一見するとそれぞれ独立しているように見えるが、ケースワーカーにとっては相互に関連しているものとして捉えられている。

すなわち a, c, e のタイプ分けは、母親が就労に意欲的で、早く生活保護を打ちきりたいと考えてがんばるタイプの世帯と、保護の受給期間が長くなるケースは、非稼働世帯の場合が多く、何事にもがんばれないタイプの世帯という具合に関連付けられる把握されている。また「親族との関係が良好な世帯は、概して家の中もきちんと整理されているが、親族との関係がよくない世帯は、逆に家の中も乱雑で片付いていない世帯が多い」(T) という。

生活保護ケースワーカーの見方はややステレオタイプ化されているが、母子世帯の自立に対する意識や自立した生活を営む上で必要とされるものとして、社会的スキルに着目して類型化していることがわかる。

自立を支援する立場からすると、このような見方はそれとして重要ではあるが、生活保護受給母子世帯の現実をより正確に認識するためには、f のような視点も必要なのではないか。

f の回答を寄せたケースワーカーの、「生活保護受給母子世帯は生活保護を受ける理由が、生計中心者の夫と離別したために生活困窮状態に陥り、母親が育児や傷病のために就労できないといった一見明白な理由によるよう見えるが、大部分の世帯は生活保護を受給するかなり以前から同じような生活状態にあり、たまたま生活保護を申請したために受給するようになったにすぎず、生活保護の受給要因がはっきりしないケース」であるという。こうした世帯の多くが、e に類型化された「受給期間が長い世帯」に組みこまれていくという。

生活保護受給母子世帯の自立支援の難しさは、生存権保障のシステムとして生活保護の受給権を保障しながら、なおかつこののような状況によって生起する「福祉依存」の問題を克服する展望をどこに求めるかという点にある。

2 ケースワーカーの自立観と「自立阻害要因」

(1) 生活保護世帯の「自立」とは

前項で触れたように、生活保護世帯にとっての自立とは何かということは、「生活保護を受けなくなること」といった単純な問題ではないと考えられるが、生活保護受給母子世帯の場合に限定すると、世帯にとっての自立をこのように考える場合が多い。そのおもな理由は、母子世帯以外の生活保護世帯の場合、高齢や傷病障害のため、稼働収入の増加などによって生活保護を受けなくてよい状態になる見通しを持つことは難しいのに比べれば、母子世帯の場合はその可能性が少しはあるということによるのであろう。

したがって生活保護世帯の自立とは、「生活保護を受けなくなる状態」とすると、生活保護の支えなしには消費生活が立ち行かない障害者や高齢者にとって、自立は手の届かないものになりかねないし、たとえホームレス状態のような過酷な生活環境であっても、生活保護を受けてさえいなければ自立していると見るということになり、人間らしい暮らしの自立とは程遠いものになる。「生活保護を受けなくなる」ということは、自立の一部分である経済的自立の前提程度と考えなければならないから、ここではカギ括弧つきの「自立」としておこう。

しかし実際に「生活保護世帯が、生活保護を受けなくなる」ということは、どういうことを意味しているであろうか。平成13年度のB市における、世帯類型別の保護廃止世帯の状況（表2-1）から見ておきたい。

平成13年度中に生活保護が廃止となった216世帯の廃止理由の内訳を見ると、「傷病の治癒」3.2%、「死亡・失踪」27.3%、「稼働収入の増加・働き手の転入」23.6%、「社会保障給付の増加」6.5%、仕送りの増加・親類等の引き取り」6.5%、「施設入所」0.5%、「転出」14.8%、「その他」17.6%となっている。「死亡等」や「転出等」も生活保護からの「自立」化も知れないが、一般的な自立という観点から見ると、「死亡・失踪」と「施設入所・転出」の42.6%と、理由が不明の「その他」17.6%は除外しなければなるまい。そうすると「傷病の治癒」や「稼働収入・社会保障給付の増加」により「自立」した世帯は、全体の3分の1に過ぎないことになる。

これを母子世帯だけに限定してみると、「稼働収入の増加・働き手の転入」43.5%、「社会保障給付の増加」3.2%、「仕送りの増加・親類等の引き取り」3.2%、「施設入所」1.6%、「転出」24.2%、「その他」24.2%ということになる。

「転出」と「その他」がいずれも4分の1程度を占めているため、「自立」した世帯は半数に留まるが、「稼働収入等の増加」が43.5%を占める点で、「自立」のし方が他の生保世帯とかなり異なることがわかる。

しかしながら、これらの世帯も生活保護から離脱するにあたって、生活保護基準を大幅に上回る収入を得ることによって「自立」が確かなものとなったというわけではない。B市の場合、保護廃止世帯から辞退届を受理している場合が多いが、母子世帯の場合辞退届の受理世帯割合は74.2%にのぼり、その「自立」がいまだおぼつかないものであることを予測させている。つまり、一応は生活保護から離脱することになったが、その状態は薄氷を踏むような危うさを持っているということであり、生活の再建にはまだ程遠い段階なのであろう。

このような「自立」であれ、「自立」世帯は、平成13年度の全保護世帯の10%に過ぎない。母子世帯だけで見れば17.1%に上り、世帯類型中最も高くなっているが、8割以上の世帯が「自立」に結びついていないことになる。このような中で、ケースワーカーは、母子世帯の「自立」阻害要因をどのように見ているのであろうか。

(2) 自立支援を行なう上での障害・困難

生活保護ケースワーカーからの聞き取りの中で、よく耳にした用語の一つに「自立阻害要因」という言葉がある。生活保護世帯の自立支援や指導を考える場合、自立を阻害している要因は何か、その要因を解消するためにどのような支援が有効かと考えることは意味のあることであり、この用語を手がかりにケースワーカーが目指しているものを探っていくことにしたい。彼らは母子世帯が生活保護世帯に陥ったり、生活保護から抜け出せない要因を社会的なものと、個人的なものに分けて見ている。

① 「社会的」要因

「女性だと60歳以下、男性の場合65歳以下が就労指導の対象になっているが、ケースワーカーの持っている情報では就労させるのには限界がある。ハローワークの活用も考えるが、高年齢者の求人は皆無に近く、そこに任せるわけにもいかない」(T氏、50歳代)、

「母子家庭の母親の場合、パート就労でせいぜい5万円くらいの賃金であり、これでは生活保護を廃止することはできない」(S)という意見に代表されるように、母子世帯の自立にとって雇用状況が厳しい上に、就労条件とりわけ不安定な就労形態と低賃金が、生活保護からの離脱を困難にしている主要因であると感じている。

しかし雇用・就労上の問題はこれに留まらない。「子どもに手がかかるところに、就労するようにといつても無理がある」(W)、

「求職活動をさせても、求人先で子供が病気になったときでも働けるかということを聞かれたりして、なかなか就労に結びつかない」(Q)等、子どもの養育との関係で、保育所への入所などが難しい場合、求職活動そのものも制限されることも阻害要因であると考えている。

なお、ケースワーカーは、比較的就労時間が短く高収入といわれているホステスなどへの就労については、子どもの養育への影響などからして、当然のことながら消極的である。

「夜の仕事はさせないようにしている。子どもを放置して、母親自身が遊びたいという動機を持っている場合があるので」(Q)、「以前ホステスなどをやっていた人が担当世帯に3人いるが、もし戻りたいと相談されたら、子どもを抱えているから昼間の仕事にしなさいというだろう」(X)

さらに雇用上の問題は、社会保障の問題に直結している。

「児童扶養手当がもう少し手厚ければ生活保護までこないのでないのではないか。(女性の場合)パートでがんばっても月額7~8万円もらえばよいほうで、児童扶養手当のような社会保障のサポートがなければ、生活保護を受けないで生活していくのは難しい」(P)

② 「個人的」要因

〈健康障害〉

「母親が薬物依存症で入退院を繰り返している、母親の入院中は同居している祖母が子どもの世話をするが、この祖母もアルコール依存症で、子どもの前で飲酒をして、徘徊する」、「生活保護受給母子世帯に対して社会的な偏見があるために、母親が子どもに生活保護を受けていることを隠していることが多いが、そうした後ろめたさがプレッシャーになり、うつ病になったケースがある」(U)

「担当している世帯の中の約1割に当る、8件のアルコール依存症の患者を抱えているが、

「昨年はアルコール依存症によって亡くなった人が担当世帯の中でも2件ある。仕事上の習慣からそのような状態になったのではないか」(W)、等の事例に見られるように、健康障害によって自立が困難な世帯の多いことを伺わせるが、とくに多くのケースワーカーが強調した健康障害は、依存性の疾患や精神的な疾患によるものであった。

この他にすでに触れた事例のように、子どもの知的障害と同時に、母親自身の知的障害が疑われるケースも多く、「自立」にとっての阻害要因になると見ている。

さらに「母子家庭の母親の中には、カラに閉じこもってしまう人が多いように思う、また生活保護を受けていることを近隣に知られたくないために、近所づきあいをしない人が多くなるのではないか」(P)というように、地域社会から自らを切り離し、孤立した存在になりつつある場合も、自立にとってマイナスの要因であると感じている。

〈債務問題など〉

「新規申請の段階でサラ金問題を抱えている世帯が多い。生活保護を受給してからも、生活費に困ると我慢ができなくてすぐにサラ金から借金をしてしまう」(R)

「昨年、新規に生活保護を受給した母子世帯の中で、自己破産をした事例が3ケースか4ケースある」(X)

「離婚原因として金銭のトラブルによるものが多い。離婚した夫が（ギャンブルなどで）金遣いが荒くて、生活が壊れるという事例は多い。夫は大手の企業に勤めていたが、ギャンブルが原因で多重債務に陥り、破産宣告は受けたものの一部返済義務のある負債が残ったため、妻は離婚して子どもとともに、郷里であるB市に転入し、生活保護を受給することになった事例を担当している」(W)

「母子になった理由として、暴力や犯罪が絡んでいる場合が多い。担当ケースの中で前夫、前前夫が服役している事例が3例あり、そのうちの1件は前夫が近々出所の予定で、母親はその後どうなるか不安であるといっている」(W)

「自立阻害要因」を一応「社会的」なものと「個人的」なものに分けて見てきたが、もとより両方がはっきり分けられるものではなく、複雑に関連しあっている。

ケースワーカーの多くは、「個人的要因は母親の生育環境のなかで形成されたもので、そのような環境が劣悪であったとすればそれは社会的なもの」(Y)というように、個人的な要因も社会的に形成されていると考えている。

恵まれない生活環境の中で育った母親が多いことは、「母子世帯の母親が生活保護世帯の中で育った事例は、全体の1～2割ではないか」(X)という意見に代表されるように、かなり共通した見方になっている。「母子世帯の扶養義務者の調査を行なうと、親兄弟など親族の中で現に生活保護を受けている人の割合は1～2割くらい」(P)という見方とも一致している。

そこで生活保護世帯で育つということは、どのようなハンディキャップを負うことになるか、ケースワーカーは見ているのか、つぎに検討する。

(3) 生活保護世帯で育つということ

① 生活保護の受給

「B市は地縁、血縁が薄い土地柄で離婚が多い。離婚しても父母等親族がサポートしてくれるとよいが、そのようなことが少ないことが、生活保護の受給が多いことと関連していると

思う」(P)

「貧困で困り果てて保護を受ける人は少ない。離婚届を出したついでに生活保護を申請するという感覚である。結婚も簡単、離婚も簡単、生活保護受給も簡単という感じ」(R)

「夫と別れることが最良な選択だと思っていて、安易に離婚をして保護を受ける事例もある」(S)

母子世帯が生活保護を受けることについての、ケースワーカーの意見の一端は上記のように、やや否定的な見方となっている。

② 生活水準

次に生活保護の水準がどの程度であると考えているかを、「受給母子世帯の生活水準は、近隣と比較してどの程度と思いますか。一般社会の中ではどうですか」という問の回答から見ていこう。

中程度と考える人の意見は次の通りである。

- a 「子どもが多ければ保護費は高くなるが、それ以外は『中』から『下』のほうではないか」(P)
- b 「子ども1人の母子世帯の場合は『中の下』、子ども2人ならば『中』、子どもの数がそれ以上ならば『中の上』」「中くらい。一般世帯の場合、可処分所得に医療費がプラスされるが、生活保護の場合は保護費全てが処分所得であり、医療費がかからない」(Y)
- c 「中以上ではないか。医療費の心配がないのが大きい」(U)

これらの意見に共通することは、子どもが多ければ生活保護の水準は『中以上』になるが、子どもが少ないと『中以下』になると見ている点である。さらに医療費の心配のないことも、生活水準が『中以上』と感じる根拠になっている。

生活保護世帯の生活水準が近隣や社会一般の生活水準と比べても高いと考えているケースワーカーの意見は、以下の通りである。

- d 「『上』の方。生活保護を受けていないと医療費がかかる。生活保護世帯は医療費がかからないから、とにかくよく病院に行く。子どものいる世帯は人数に比例して保護基準額があがっていくのは、社会全体の中ではそぐわないのではないか」(X)
- e 「B市の状況から見ても、社会全体から見ても高い。(生活困窮世帯にしてみると)地獄で仏に会ったようの感じではないか。(保護基準が高すぎるために)自立する意欲を喪失させてしまうから、『自立を阻害する』悪法だと思う」(S)
- f 「一般世帯なら税金や保険料、自己負担などがあるが、生保の場合医療費の支払いをしなくてよいので、一般世帯の生活水準に比べてもずっと高い」(T)

これらの意見では、単に医療費の心配がないというだけではなく、税金や保険料、諸自己負担が減免されていることに注目し、それらを支払っている一般世帯より、生活保護世帯の生活水準が結果的に高くなると感じていることがわかる。

この点はいわゆる「貧困の罠」の問題でもあり、eの指摘にみられる通り、生活に困窮していた世帯が生活保護を受給すると「地獄に仏」の心境になることは容易に推測される。しかし、生活保護を受けていない貧困・低所得世帯の医療費の支払いや保険料・自己負担の支払いなどに、生活保護世帯に準じた減免措置が講じられないならば、「貧困の罠」から脱出することができず、生活保護制度は(反語的な意味で)「自立を阻害する悪法」ということにな

る。いずれにしても、生活を生活保護で守りながら「福祉依存」を克服し、生活の再建をめざす自立支援のあり方が課題なのであろう。

③ 子どもへの影響

生活保護を受けて育つことの影響はとりわけ子ども達にとって大きいであろう。ケースワーカーは、この問題をどのように見ているであろうか

「子どもの人間形成に影響があると思う。一般の人と比べて、（生活保護を受けたために）生活のどこの部分が欠けるのか、それがどのような影響を及ぼすのか、教育・生活・健康などのどこに現れるのかわからないことが怖い」（V）

「子どもは親の姿を見て育つ。親の保護を受けている姿を見て育った子どもは保護に戻ってくることがある。保護を受けることは子どもにとってハンディキャップになることがある。そのことが原因でいじめを受けるケースもある。（子育て期に）生活保護を受けた世帯は、小学校に入る前に自立して欲しい。そうでないと、子どもは親の生き方を見ていて、困ったときは生活保護に頼ればよいという育ち方をしていく（ことが多い）」（X）

「（生活保護世帯は）税金で食わせているという周囲の目の問題が大きいと思う。子どもは成長すると生活保護を受けることの意味を理解するようになるが、それを気にして性格的にも影響が現れるような気がする」（P）

「同世代の子どもと中卒後や高卒後の進路を比較するとかなり違っていて、影響が出ていると思う」（Y）

生活保護を受けていることの子どもに対する影響について、ケースワーカーの意見は概してネガティブである。しかし「担当している母子世帯でしっかりしている人は2・3人いる。中卒の人もいるから学歴だけのことではないと思う。将来設計があって、仕事も自分の希望をしっかり持っていて捜すので、就労できている。そういう世帯は家の中も片付いて『この家は安心だな』と思えるところがある。」（X）という意見にも見られるように、生活保護を受けながらも、仕事、家事、おそらくは子育てもしっかりやっている世帯は、どのケースワーカーの担当世帯にもいるはずで、そのように「がんばれる母親」を見て育つ子どもには、生活保護の経験は必ずしもネガティブなものではないであろう。

しかしながら生活保護を受けていることによって、子どもがいじめを受けることがあるという指摘や、周囲の厳しい目にさらされることによって子どもが萎縮するといった問題は、社会的に作られているものであり、したがって社会的に解決することが求められる課題であろう。

（4）社会的スキルの問題

生育環境に恵まれない状況を社会的なものと見た上で、そのことが自立を阻害する個人的な要因にどのような形であらわれていると見ているのであろうか。大部分のケースワーカーは、社会生活を営む上で必要とされる生活のし方、就労に必要とされる技能や態度、人間関係をめぐるスキル、情報や協同のネットワークづくりの方法など、いわゆる「社会的スキル」の不足・未熟さなどが、健康などにそれほどの問題を抱えていないにもかかわらず、「自立」が難しい世帯の母親の「阻害要因」と見ているように思われる。

ケースワーカーの多くは社会的スキルを、家庭生活を営む上で必要とされる能力と、社会

生活上必要とされるものに分けて考えている。家庭生活を切り盛りする上で必要とされるスキルとして、いわゆる「掃除・選択・炊事」に代表される家事能力、育児・子育て能力およびその前提になる家計管理能力等が挙げられている。また対社会的スキルとしては、人間関係の基本となる人付き合いと職業的能力について述べられている。

① 家庭生活上のスキル

〈家事・家計管理〉

家事・家計管理に関して見る場合、生活保護世帯に支払われる扶助費は、国が定めた最低限度の生活費であるから、その範囲で生活を維持することじたい、かなりの生計維持能力を必要とするということを念頭に置く必要がある。つまり限られた収入の中で、しかも一般の世帯ならば当然保有している預貯金などのストックのゆとりもない状況で、「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するように能力を発揮しなければならないわけで、生活保護世帯にとっては極めて重い課題を課すことになる。ケースワーカーの心配は、そのような能力に不安を抱えている世帯が多いという点にある。この件に関して触れているケースワーカーは3名であるが、家計管理の不安を、具体的に不急必要なものに支出してしまう理由にまで言及したものもある。

「生活保護を受けていることを隠すために防衛的な言動をすることがある。(自分の生活水準を無視して、高額な衣服など) 一般世帯と同じものを買うなどである。乱雑に放置されていて使わない場合などもある」(U)

「生活保護費が収入認定の変更などで減額することに対しては過敏だが、お金の使い方は計画ではない場合が多い。保護費が支給されると1度に下ろして、次の支給日前にお金がないと相談に来る世帯もある」(X)

次に育児・子育てに関する意見を見ておこう。

〈育児・子育て〉

「悪い言葉遣いなどは、子どもに影響を与える。母親だけに子育てを任せておくより、保育園などで子供同士の交流経験を持たせないと、小学校入学を迎えた段階で子どもが戸惑ってかわいそうだ」(Q)

「親がだらしないと子どももそうなるのではないかと心配になる。親の中には子どもを育てようという意思のない人がいて、そのことも心配」(P)

生活保護受給母子世帯の全てがそうであるわけではないが、子どもを育てるという意思と能力に不安を感じる世帯があることも事実であろう。このような状況についてその次のように、母親自身の育ち方や、子どもの出産期の問題にその理由を見出そうとするケースワーカーもいた。

「独り善がりで、自分の母親や父親がちゃんと育ててくれなかつたとなじる事例が多い。離婚の原因も夫にあると責任を他人に転嫁する傾向がある」(W)

「担当している母子世帯20件の平均的な第1子出産年齢は、20歳前後。現在担当している世帯の中で第1子誕生が最も早い人は19歳(1人)、最も遅い人が23歳(2人)、あと17人は20歳~22歳で出産している。」(X)

いわば「子どもが子どもを育てる」ような状況のもとでは、子育てのスキルの獲得もおぼつかない。さらに、子どもの教育や進路にかかわる次のような意見もみられる。